

# 金沢市における 都市再生特別地区の運用



## －金沢市都市再生特別地区運用指針（令和7年9月17日施行）

- ・民間事業者による事業計画の提案手続きや審査等の流れ、事業者の説明責任や基本的な考え方等を示すことにより、制度の円滑な活用を図る。
- ・特別地区以外の事業計画案に対する地域整備方針との整合等の確認や、事業者への情報提供も規定。

### ■基本的な考え方など（抜萃）

- ・事業者の提案等について地域整備方針との整合や都市再生への貢献等を審査
- ・審査は、事業者の創意工夫を生かすため、一律の基準ではなく、「審査等の視点」に基づき個別に審査し、提案の妥当性を総合的に判断
- ・事業者には、事前相談及び住民等への十分な説明と理解を得ることを求める。

### ■審査等の視点（抜萃）

- ・地域整備方針や都市計画マスターplan等との整合
- ・周辺環境及び地球環境等への配慮
- ・交通処理等の都市基盤との調和
- ・都市再生への貢献
- ・容積率や高さの限度等の設定

## －特別地区の運用フロー

